

## 公益信託の実用化

常務理事 田 中 實

現代における世界の各国は、多かれ少なかれ、国民の福祉を増進する政策を掲げ、福祉社会の実現を目指している。そのためには、もとより国の積極的な行政も必要であるが、他面において、民間サイドの人類愛ないし相互扶助の精神にもとづく自主的な公益活動（欧米のいわゆる Philanthropy）にも依存するところが大きい、と考えられる。

周知のように、わが国における民間公益活動のための法制度としては、民法上の公益法人と信託法上の公益信託との2種があり、この両者は相補完しながらその機能を発揮すべきものと期待されていた。しかし、現実には、さまざまな事情から、公益法人のみがよく利用され、公益信託は全く利用されないで半世紀を経過した（その詳細については、本誌1号45頁以下参照）。

ところが、ようやく昨52年の春になって、公益信託についての理解と認識が広まった結果、主務官庁側にも許可・監督の体制が整い、外務および建設の両省から2件の公益信託が許可され、さらに、12月、広島県教育委員会から地域的な公益信託1件が許可され、半世紀も眠っていた公益信託制度は、ここにようやく眠りを覚ますこととなった。

外務省所管のものは、2億円の基本資産を準備し、主としてその運用益をもって、開発途上国の災害復興をサポートすることを目的としており、また建設省所管のものは、1千万円の基本資産を取り崩しつつ、元本の運用益をも加えて、特定の科学技術の研究助成をすることが目的とされている。5年ほどで元本を使い切る予定の由である。

前者は、従来の財団法人の制度になじむものを、あえて公益信託にし、また後者は、従来の財団法人制度では原則的に不可能とされていたものを公益信託にしたわけで、そこには公益信託の異なる2つのタイプが示されている。

さらに、広島県のものは、1千万円の基本資産による育英奨学資金の事例であるが、資産の追加拠出が見込まれているようである。ここにも、公益信託の別の使い方があらわれている。これらの事例は、公益信託利用の幅の広さをよく示すものであり、こんご、公益信託の一層の利用が期待されよう。

われわれは、直接には、信託を学術的に研究することをもって本学会の目的としているが、併せて信託実務上の問題点をも究明して、実社会に何ほどかの寄与をすることを願っている。この意味において、公益信託の研究がその実用化の機縁となり、しかも社会の福祉ないし公益の促進に役立つようになったことを、まことに喜ばしく思うものである。

(1978年1月)